

令和 6 年 9 月 9 日

一般職非常勤職員の報酬単価改定について（提案）

1. 改定の内容・考え方

最低賃金法による大阪府最低賃金が改正されたことを踏まえ、大阪府最低賃金を下回る施設管理員等の報酬単価について引き上げを行う。

○ 非常勤作業員（時間額）

		経験年数								
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上
			2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	
施設管理員 調理員	令和 6 年 10 月 1 日～	<u>1, 1 1 4 円</u>				現行通り				
	(参考) 現行	1,073 円	1,083 円	1,093 円	1,103 円	1,114 円	1,124 円	1,134 円	1,144 円	1,155 円

※下線が改定箇所

2. 施行期日

令和 6 年 10 月 1 日

3. 協議期限

令和 6 年 9 月 18 日